

令和8年度 空知観光情報発信媒体整備・活用事業 委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

令和8年度 空知観光情報発信媒体整備・活用事業委託業務

2 委託業務の目的等

空知地域は、札幌、千歳、旭川、富良野などの主要都市や観光地からのアクセスが良好で、地理的な優位性を有している。また、温泉、食、体験型観光など、魅力的な観光資源が存在している。

本業務では、これらの観光資源を効果的に発信し、空知の広域周遊と賑わいの創出を図るため、空知近郊（札幌、千歳、旭川、富良野）に来遊する旅行者及び在住者をターゲットとして、空知近郊の観光拠点やプロモーション等で活用できる紙の「観光パンフレット」、管内を周遊する際に利用可能な「デジタルマップ」を作成する。

(1) 観光パンフレットとデジタルマップの役割分担

観光パンフレットは、手に取った人が「空知ってこんなところ」や「空知でこういった体験ができるか」を掲載するなど、空知への来訪意欲喚起や魅力発信に注力したものとする。デジタルマップは、実際に空知管内を訪問・周遊する際に、施設の情報や行き方、周辺になにかがあるか等を確認できる実用的なツールとして利用できるものとする。

そのため、デジタルマップへの誘導を目的としたQRコードを観光パンフレットの紙面に掲載する等、観光パンフレットとデジタルマップの連携を図る構成とする。

3 委託業務内容及び実施方法等

I. 観光パンフレットの作成

(1) 観光パンフレットの内容

ア 空知近郊（札幌、千歳、旭川、富良野）に来遊する旅行者及び在住者をターゲットとして、主に観光拠点やプロモーション等で配布することを想定しているため、思わず手に取ってみたいくなるような観光パンフレットとなるよう、表紙デザイン、規格等を工夫すること。

イ 掲載するコンテンツは、「見る・食べる・買う・温泉・体験・宿泊」等のコンテンツのうち、空知地域の地理的優位性を踏まえて、旅行者が求めるとされる情報を効果的に掲載し、空知近郊からの「立ち寄り」や管内での「滞在時間増加」を促すものとする。

ウ 旅行者が、空知地域の位置関係やアクセス方法を把握できるよう、北海道全体の中で位置を示す広域図および主要なアクセス情報を掲載すること。

エ ページ内で使用する写真は、幅広い年齢層の読者が滞在のイメージができるよう、人物が写っている写真を積極的に使うとともに、イラストやキャッチコピー、吹き出しなどを効果的に使い見やすいデザインとすること。

オ 掲載コンテンツは、管内24市町のコンテンツを必ず網羅すること。

(2) 観光パンフレットの要件

ア 言語

日本語、英語、繁体字

イ 印刷倍数

合計：15,000部

(日本語：10,000部、英語：2,500部、繁体字：2,500部)

ウ 印刷

全ページカラー印刷

エ 掲載写真

写真については、観光パンフレットのほか、空知総合振興局等が食・観光PRに使用する許諾確認を行うこと。なお詳細については、委託者と別途協議すること。

(3) 観光パンフレットの発送

完成した観光パンフレットについて、委託者が指定する送付先(道内60箇所程度)へ発送作業(梱包・発送手続きなどを含む)を行うこと。なお、送付先及び部数等の詳細は別途指示する。

II. デジタルマップの作成

(1) デジタルマップの作成・運営

次年度以降の活用も見据え、アの条件を満たすデジタルマップのシステムを採用し、デジタルマップを作成すること。

ア デジタルマップの基本仕様

(ア) デジタルマップを閲覧する際に、利用者のログイン等のユーザー認証を必須とせず、アプリケーション等のダウンロードやインストールなどの操作を要せず閲覧することが可能で、PC及びスマートフォン・タブレット等の各ブラウザで支障なく利用でき、公開時点での最新版のブラウザやOSに対応していること。

(イ) Google mapと連携が可能で、施設までの行き方などが表示されること。

(ウ) 地図上に表示されるコンテンツを、任意のカテゴリ毎にフィルター表示できること。

(エ) 自動翻訳機能を有し、英語、中国語(繁体字/簡体字)、韓国語、タイ語を含む多言語対応が可能なものであること。

(オ) デジタルマップ利用者のアクセス数など、利用実績の確認が可能なこと。

(カ) デジタルマップの管理編集により、管理権限を有する道や管内市町、観光協会等の職員がコンテンツ情報の登録・削除・修正等について専門的技術を要することなく行うことができること。なお、管理編集は、同時編集できるものが望ましい。

(キ) コンテンツ情報の登録が、1言語あたり500箇所以上可能なこと。

(ク) クーポン配布が可能なこと。

(ケ) CMSのバージョンアップ等、セキュリティ対策が実施できること。

(コ) オプション機能等により、以下の機能が今後実装可能であること。

- ・モデルコースの明示など周遊を促す仕組み
- ・施設の混雑情報の表示
- ・デジタルスタンプラリーの実施

イ コンテンツ情報の登録

(ア) 3 I 観光パンフレットの作成(1)で掲載する観光施設等のコンテンツ情報を登録すること。

なお、本情報については、観光パンフレットと同様に英語及び繁体字にも対応させること。

(イ) (ア)以外の空知管内の観光施設等については、観光施設、飲食店、体験コンテンツのカテ

ゴリに該当するコンテンツを中心に合計 300 件以上となるまで随時登録すること。登録箇所は委託者と協議の上、決定することとし、受託者が施設管理者へ掲載の可否と施設詳細について確認の上、登録すること。

- (ウ) 登録するコンテンツ情報は、名称、写真、住所、連絡先、休業日、営業時間、駐車場、概要（紹介文）、HP 等の URL を記載すること。なお、コンテンツ情報に掲載する写真については、3 I.観光パンフレットの作成（1）で受託者が取材・撮影した情報、または委託者が提供するものを使用すること。

ウ デジタルマップの維持管理運営業務等

- (ア) デジタルマップは、令和8年12月中旬までに作成し、令和9年1月上旬に公開、以降適切な維持管理を開始すること。
- (イ) デジタルマップの作成にあたっては、特段の事情がない限り、道のサブドメイン（O.pref.hokkaido.lg.jp ※Oは任意の文字列）を取得すること。やむを得ず独自ドメインを取得する場合は適切に維持管理し、事業が終了したとしても、一定期間（3年程度を目安）、ドメインを保持し、第三者に利用されることのないよう注意すること。
- (ウ) デジタルマップの操作方法を示したマニュアル等を作成すること。
- (エ) 令和8年8月下旬から9月上旬にて、別事業で実施予定のデジタルマップをテーマとした検討ミーティングにおいて、必要に応じてデジタルマップの機能や他地域での活用事例等を説明する講師等として協力すること。なお、その場合の詳細については、委託者と別途協議すること。

(2) デジタルマップ利用促進に向けたクーポン配布キャンペーン等の実施

(1) で作成したデジタルマップの利用や管内周遊を促進するため、クーポン配布キャンペーン等を実施する。

ア クーポンの配布

デジタルマップの登録施設について、デジタルマップのオプション機能等を活用しクーポンを配布すること。

- (ア) 実施期間
2か月間（令和9年1月上旬のマップ公開日から令和9年3月上旬までに実施すること。）
- (イ) クーポンの配布施設の決定
 - ・令和8年12月までに管内の登録施設とクーポン配布の協力に関する協議・照会を行い、施設毎のクーポン配布への協力可否等について調整すること。なお、施設との協議にあたっては、委託者と別途協議すること。
 - ・クーポンの配布にあたっては、アンケート設定を行う等して「年齢・年代・性別・居住地」などの属性調査を同時に行うこと。アンケート項目については、委託者と別途協議すること。
 - ・属性調査の結果については、3Ⅲ.成果品の提出（3）で記載する報告書において「配布施設、利用人数、属性」等を取りまとめるとともに、今後の施策効果を高めるための実施方法等、提言を行うこと。
- (ウ) SNS 広告の実施
 - (ア) の実施期間に合わせて、SNS を活用し、当該クーポン配布キャンペーンの周知及び

デジタルマップへの利用促進を目的とした情報発信を行うこと。

イ デジタルマップに関する広報物の作成

デジタルマップの周知及び利用促進のため、次のとおり広報物を作成すること。

- (ア) 言語
日本語、英語、繁体字
- (イ) サイズ
4号名刺サイズ(カードをイメージ)
- (ウ) 作成枚数
合計：10,000枚
(日本語：5,000枚、英語：2,500枚、繁体字：2,500枚)
- (エ) 掲載内容
スマートフォン等での使用を前提とした二次元コードの表示を行うこと。
- (オ) 納品先
空知総合振興局商工労働観光課

Ⅲ. 成果品の提出

以下のデータ(PDF形式及びillustrator形式)を格納したDVD-R等を提出すること。内容によって格納することが困難な場合は、別途、委託者と協議すること。なお、(2)イ及び(3)については、合わせて紙媒体(A4版)5部ずつも提出すること。

(1) 観光パンフレットの作成

- ア 観光パンフレット
- イ パンフレットに掲載の写真

(2) デジタルマップの作成

- ア デジタルマップ
- イ デジタルマップ運用マニュアル
- ウ デジタルマップ広報物

(3) 報告書

3Ⅱ.デジタルマップの作成(2)のデジタルマップ利用促進に向けたクーポン配付キャンペーン等の実施概要、実施結果及び提言等を中心にとりまとめたもので、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

4 再委託について

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
- イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要

性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

5 提案にあたっての留意事項

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属するものとする。

6 契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

7 予算上限額

7,230千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

8 選定業者数

1者を選定する。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。（10点）

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールになっているか。（10点）

ウ 空知管内の特性や観光分野に精通しているほか、これまでも類似業務の受託実績があるか。（10点）

(2) 企画提案内容

（実施方針）

ア 本事業の目的や地域の課題を理解した提案となっているか。（5点）

イ 観光パンフレットとデジタルマップの役割を理解し、かつ連携が図れる提案となっているか。（5点）
（観光パンフレットについて）

ウ 空知近郊からの「立ち寄り」や「滞在時間増加」が期待できる構成となっているか。（20点）

エ 写真やイラスト等を効果的に活用し、空知の魅力が伝わる内容となっているか。（10点）
（デジタルマップについて）

オ 魅力的なデザインかつ快適に利用できる機能を備えたマップとなっているか。（20点）

カ デジタルマップの利用促進やクーポン周知につながる取組が具体的であり、その効果を期待できるものとなっているか。(10点)

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。(4点)

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

(1点)

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。(5点)

10 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者(法人・団体及び個人)又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者(法人・団体及び個人)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者(法人・団体及び個人)としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(9) コンソーシアムにおいては、(1)~(8)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の

関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

11 道施策との適合性に関する事項

- (1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

12 参加表明書等の提出

別紙の「参加表明書」を令和8年（2026年）4月30日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

13 企画提案書の提出

参加表明書等の提出後、空知総合振興局からの企画提案書提出の要請を受けた者は、令和8年（2026年）5月21日までに提出してください。

14 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提

案者が特定できる図柄は一切入れないでください。

- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (4) 企画提案書はA4サイズとし、提出部数は7部です。
なお、企画提案書の社名は1部のみに記入し、残り6部には記入しないでください。

15 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

16 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、空知総合振興局において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。
- (8) 全ての提出書類は返却しません。
- (9) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとします。

17 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：八木田

電話番号 0126-20-0063（直通）

FAX番号 0126-25-9712